

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ニトリ高松屋島店
高松市春日町字片田1628番1外

2. 留意事項

1. 大規模小売店舗立地法第8条第2項に基づく意見が提出されていることを踏まえ、片田交差点における東進車両のUターンが発生しないよう、西方面からの来店車両に対して春日川橋東交差点で南方向へ迂回する来店経路を周知するための対策として、春日川橋東交差点以西での誘導看板の設置を検討すること。
2. 店舗南側駐車場は、住宅地に面していることを踏まえ、来店車両の走行等による騒音の発生により、周辺生活環境への影響が生じないよう配慮すること。
3. 店舗東側車路については、歩行者の通行や車両の対面通行の安全確保のため、路面標示の追加や歩行者用通路の延伸等の対策を検討すること。
4. オープン時や繁忙時等多数の来店が予想される場合は、駐車場の不足が生じないよう、臨時駐車場の確保等、十分な駐車場収容台数の確保に努めること。
5. 大規模小売店舗立地法に基づく届出書に記載された内容を誠実に実施するとともに、出店に起因して、周辺的生活環境に何らかの問題が生じた場合には、迅速かつ誠意をもって対応すること。